

厚生省告示第三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十三条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年 月 日

厚生大臣 丹羽 雄哉

居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額

一 訪問通所サービス区分（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十六条第一号に規定する訪問通所サービス区分をいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

- イ 要介護一 一万六千五百八十単位
- ロ 要介護二 一万九千四百八十単位
- ハ 要介護三 二万六千七百五十単位
- ニ 要介護四 三万六千単位
- ホ 要介護五 三万五千八百三十単位

二 短期入所サービス区分（施行規則第六十六条第二号に規定する短期入所サービス区分をいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者が短期通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用する日数の合計が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分及び同表の中欄に掲げる短期入所限度額管理期間（施行規則第六十七条第一項第二号に掲げる期間をいう。以下この号において同じ。）に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる日数に至るまで居宅要介護被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

要介護状態区分	短期入所限度額管理期間	日 数
要介護一又は要介護二	六月間	十四日
	六月間以外	十四日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）
要介護三又は要介護四	六月間	二十一日
	六月間以外	二十一日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）
要介護五	六月間	四十二日
	六月間以外	四十二日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）

三 訪問通所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が六千五百五十単位に至るまで居宅要支援被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

四 短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者が短期通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用する日数の合計が短期入所限度額管理期間（施行規則第八十六条第一項第二号に掲げる期間をいう。以下この号において同じ。）が六月間の場合にあっては七日に至るまで、短期入所限度額管理期間が六月間でない場合にあっては七日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）に至るまで居宅要支援被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

備考

第一号及び第三号の単位数は、居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係るものにあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号。以下「指定居宅サービス費用算定基準」という。）により算定される単位数とし、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費に係るものにあつては、市町村（特別区を含む。）が指定居宅サービス費用算定基準を基準として定めるものにより算定される単位数とする。